

## 監督・検査の概要

本市の公共工事の監督・検査は、契約の適正な履行を確保するための監督と給付完了の確認を行うための検査を実施する。

また、検査では、適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術的水準の向上に資するために必要な技術検査も同時に実施する。

- ・監督及び給付完了確認検査は、「地方自治法第234条の2」で規定している。
- ・技術的確認検査は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成13年4月施行）」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年4月施行）以下（品確法）という。」で規定している。

### 1 監督

#### (1) 監督の定義

監督は、工事、製造等の契約について、相手方の履行途中において、その履行に立ち会い、指示、調整等を必要とするものについて契約内容に適合させるために必要な干渉を行うことをいう。

また、検査だけでは契約の給付内容の履行確認ができないものについて、その履行の過程において、当該履行の場所において施工状況の確認等を行い、工程及び工事に使用する材料の試験又は品質、確認等によって良質な工事目的物を確保するものである。

#### (2) 監督の内容

監督員の具体的な職務の内容については、「監督規程」及び「監督規程第27条」により「建設工事監督技術基準（以下「監督技術基準」という。）」を定める。

また、「長岡市建設工事請負基準約款第10条」で、監督職員の位置付けをし、受注者側の現場代理人に対する指示、承諾又は協議や設計図書に基づく立ち会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査等の業務を行うことを明記する。

### 2 検査

#### (1) 検査の定義

検査とは、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約に基づいて行われる給付の完了につき、当該給付の内容（品質、規格、性能、数量等）が契約の内容に適合しているかどうかを確認する行為をいう。

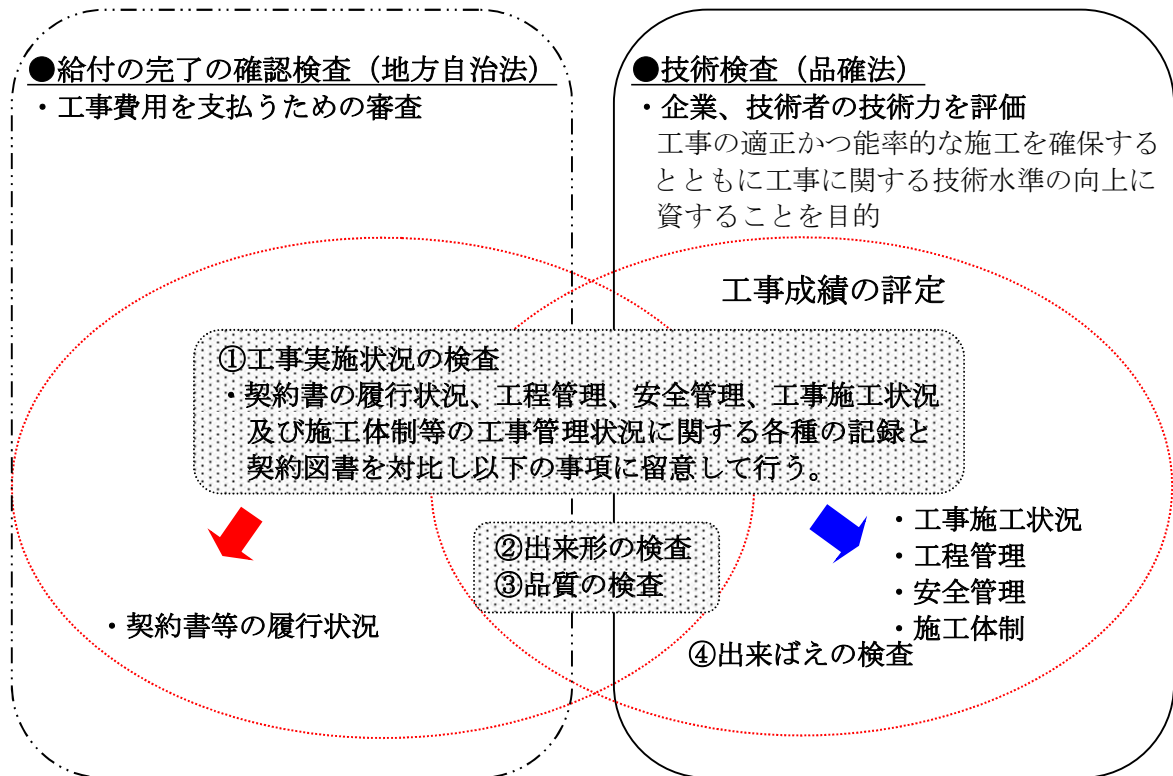
なお、当該契約に係る給付の完了前においてその代価の一部を支払う必要がある場合（部分払をする必要がある場合）において、その工事若しくは製造の既済部分又は既納部分につき確認する場合も、検査の範ちゅうに含まれる。

#### (2) 検査の内容

工事検査には、地方自治法第234条の2第1項に基づく給付の完了の確認と、品確法第6条第1項に基づく工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を目的とする技術検査がある。

- ① 請負工事の工事目的物が契約図書に定められた出来形や品質等を確保している場合に発注者として、受け取り、その代価を支払ってよいことを確認する。
- ② 公共工事の品質が確保されるよう、適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資する。（技術検査）
- ③ 工事成績を評定することにより、工事の入札契約において、企業の技術力が総合的に評価される。（技術検査）

### 【工事検査の概念】



### (3) 工事成績評定

検査規程第16条の規定に基づき、「長岡市請負工事成績評価等実施要領」で定めて評定を行う。

## 3 検査と監督の関係

契約の相手方の適正な履行を確保するためには、履行の最終段階の検査が最も重視されるのであるが、契約の性質又は目的によっては、この段階における確認だけでは十分でないもの、又はその確認の困難なものがあり、これらについては、履行の途中における干渉すなわち監督に重点をおくことが必要である。

監督・検査の目的は、いずれも契約の相手方の適正な履行を確保することであって究極においては同一である。ただし、監督は相手方の履行途中において、その履行を契約内容に適合させるため必要な干渉をすることであり、検査は相手方の履行が終局に達した段階（部分払をする場合における当該既済部分についてのものを含む。）においてその履行が契約内容に適合しているかどうかを確認することである。いずれも契約の目的を達するものであるが、両者には時点的な違いがあり、もちろんその実施の方法についても違いがある。